

復興大臣 田中 和徳 様

双葉町全域の復興に関する緊急要望について

(要 望 書)



令和2年7月

福島県双葉町長 伊澤 史朗

福島県双葉町議会議長 佐々木 清一

双葉町全域の復興に関する緊急要望について

双葉町は、東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所の事故により全町避難を強いられてから、9年以上が経過していますが、皆様の御協力により、本年3月4日に、ごく一部ではありますが初めての避難指示解除を実現することができました。

令和4年春頃の解除と居住開始を目指す特定復興再生拠点区域も、解除への第一歩として立入規制が緩和され、3月14日にはJR常磐線も全線運転再開し、双葉町へのアクセスも抜本的に改善され、双葉町は復興へのスタートを歩み始めたところです。

しかし、解除済区域や特定復興再生拠点区域は、町の面積の約15%に過ぎず、他の85%は解除に向けた見通しが立っていない帰還困難区域です。双葉町は、先行的に解除済区域や拠点区域において、なりわいの創出や新たなライフスタイルの実現を可能とする新しいまちづくりを目指していますが、ふるさとの大部分が、帰還の見通しすら立っていない由々しき事態が継続するようでは、復興を果たせるとは到底言えません。双葉町は、ふるさと全域への帰還を実現する旨、強く決意しています。

そのような中、同じく解除に向けた見通しが立たない区域を抱える飯舘村に関して、住民が居住しないことを前提に、解除に関する従来の要件に加え、除染しなくとも避難指示解除できる方式を設ける旨の報道がありました。

当然各町村において個別の事情や要望があり、それに対し丁寧に対応いただくのはあるべき姿かと考えますが、今般の方針が前例となり、他町村の帰還困難区域についても住民の居住を前提としない避難指示解除を促すような風潮が醸成されることを懸念しております。そのため、ふるさと全域への帰還を実現する決意に基づき、以下の項目について強く要望いたします。

1. 今般の飯舘村に関する、住民の居住を前提としない避難指示解除の意向は、あくまで飯舘村個別の事情に基づくものであり、双葉町を含む他の町村に前例として適用させるのではなく、各町村に対しても、個別事情や要望に基づいた丁寧な対応をとっていただきたい。
2. 住民の帰還が可能となる環境を回復することは国の責務であることを改めて認識し、帰還困難区域全域の避難指示解除と居住再開に向け、国としての目標や見通しを早急に明らかにし、除染費用等の帰還に向けた必要な予算の確保に全力で取り組んでいただきたい。